

求人者のみなさまへ

株式会社TEM

## 取扱職種の範囲等の明示について

### 取扱職種・地域の範囲に関する事項

・当社の取扱業務の範囲は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）とし、日本国内に限りサービスを提供します。

### 手数料に関する事項

- ・求職者のみなさまから、手数料は一切いただきません。
- ・職業紹介の報酬は以下の通り、求人者より申し受けます。

サービスの職種及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後の事務費用	<u>1,000 円</u> 手数料の負担は求人者となります
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の定めの場合)当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定遺書や労働条件通知書等に記載されている額)の上限 <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書に記載されている額)の上限 <u>50%</u> 手数料の負担は求人者となります。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介に加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の上限 <u>50%</u> 手数料の負担者は求人者となります。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

#### 求人者の情報に関する事項

- ・ 求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者となります。
- ・ 求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りです。

#### 個人情報の取扱に関する事項

- ・ 個人情報の取扱者は、職業紹介責任者となります。
- ・ 当社は個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行います。

#### 苦情処理に関する事項

- ・ 苦情処理の責任者は、職業紹介責任者※となります。
- ・ 苦情の申出があった場合は、誠意をもって対応致します。

#### 返戻金制度に関する事項

・ 当社は紹介した方が、短期退職した場合に手数料を返戻する制度を設けています。返戻条件等の詳細については、契約書または覚書の該当条項をご確認ください。

※求人者情報の取扱者、個人情報の取扱者及び苦情処理の責任者は、厚生労働大臣に届け出をおこなっている職業紹介責任者です。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条の定めにより、労働者に直接お支払い下さい。

その他ご不明な点がございましたらお問合せ下さい。